

税の申告受付が始まります

平成30年分の所得税及び復興特別所得税・消費税・贈与税の申告受付と、市・県民税の申告受付が間もなく始まります。

申告書は自分で作成し、早めに提出しましょう。国税庁や市のホームページをご利用いただくと、インターネットを通じて申告書が作成できます。

なお、所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出すれば、市・県民税の申告書の提出は不要です。



市民会館

申告会場は、**「市民会館」**
お間違えなく！

今年は、**全ての税の申告受付会場が「市民会館」と**なります。※市・県民税については、6か所の出張会場でも行います。

申告期間中、市役所では受付を行いませんので、ご注意ください。

問合せ

所得税及び復興特別所得税・消費税・贈与税
→大垣税務署 (☎78-4101 自動音声案内 2番)
市・県民税→大垣市役所課税課 (☎47-8179)

申告受付は市民会館

所得税及び復興特別所得税など

所得税及び復興特別所得税・消費税・贈与税の申告受付は、市民会館3階で行います。

右の項目に該当する人は、市民会館で申告をしてください。

- 株式・土地などを売った人
- 青色申告の人
- 事業に伴う経費の算定が不明の人
- 新たに事業を始めた人
- 雑損控除を受ける人
- 修正・訂正・準確定の申告をする人
- 損失の申告をする人
- 初めて住宅ローン控除を受ける人

郵送で提出する場合

申告書に必要な事項を記入し署名押印のうえ、必要書類を同封し下記へ郵送してください。

※**郵送先**／大垣税務署 (〒503-8556 丸の内2-30) ※時間外文書受付箱(税務署の南東に設置)への提出も可

※**備考**／申告書の控えに税務署の收受印が必要な人は、返信用封筒(切手貼付)を同封

所得税及び復興特別所得税・消費税・贈与税の申告	
とき	2/18(月)～3/15(金) 平日 9:00～17:00(午後4時受付終了) ※混雑状況により、受付を早めに終了する場合があります
ところ	市民会館3階 大会議室 ※期間中、税務署には申告会場を設けていません

申告受付は市民会館と出張会場

市・県民税

市・県民税の申告受付は、市民会館と6か所の出張会場で行います(右表のとおり)。申告がスムーズに進むよう、自分で記入する「自書申告」にご協力ください。また、医療費領収書の計算や帳簿・書類の整理を済ませておいてください。

<申告に必要なもの>

①マイナンバーに係る本人確認書類

※次の(1)～(3)のいずれか

- (1)個人番号カード、(2)通知カードと本人確認ができる資料、(3)個人番号が記載された住民票(写し)と本人確認ができる資料

- ②申告書、印鑑、筆記具
- ③源泉徴収票(原本)
- ④営業、農業、不動産などの収入がある人は、帳簿・書類など
- ⑤各種控除を受けるための証明書など

- ・医療費控除…領収書、保険金などで補てんされた金額がわかる書類など
- ・社会保険料控除…領収書、社会保険料控除証明書
- ・生命保険料控除および地震保険料控除…保険会社発行の申告用控除証明書
- ・障害者控除…障害者手帳、障害者控除対象者認定書などの証明書
- ・勤労学生控除…在学を証明する書類
- ・配偶者特別控除…配偶者の収入金額がわかる書類
- ・寄附金税額控除…受領証など

郵送で提出する場合

申告書に必要な事項を記入し署名押印のうえ、源泉徴収票や控除証明書などの資料、マイナンバーに係る本人確認書類の写しを同封し下記へ郵送ください。なお資料の返却をご希望の場合は、返信用封筒に必要な金額分の切手を貼付し、返送先をご記入のうえ同封してください。

※**郵送先**／大垣市役所課税課 (〒503-8601 丸の内2-29)



		とき	ところ
市・県民税の申告	主会場	2/18(月)～3/15(金) 平日 9:00～16:00	市民会館2階大会議室 ※市役所に申告会場を設けていません
	出張会場	2/1(金)	市民会館2階大会議室
2/4(月)・5(火)		西部研修センター1階 多目的ホール	
2/6(水)		墨俣地域事務所1階 大会議室	
2/7(木)・8(金)		青墓地区センター1階 多目的ホール	
2/12(火)・13(水)		上石津地域事務所2階 2-1会議室	
2/14(木)・15(金)		中川地区センター1階 多目的ホール	

※出張会場の受付時間はいずれも9:00～16:00

市・県民税 主な変更点

配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し

配偶者控除の額が右表のとおり改正され、合計所得金額が1,000万円を超える所得者は、配偶者控除の適用を受けなくなりました。

また、配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額が、38万円超123万円以下となり、その控除額が右表のとおり改正されました。

改正後の配偶者控除額及び配偶者特別控除額の一覧表

		居住者の合計所得金額 (給与所得のみの場合の居住者の給与等の収入金額)						
		900万円以下 (1,120万円以下)		900万円超950万円以下 (1,120万円超1,170万円以下)		950万円超1,000万円以下 (1,170万円超1,220万円以下)		
		所得税	住民税	所得税	住民税	所得税	住民税	
(給与所得のみの場合の給与収入金額)	配偶者控除	38万円以下 (1,030,000円以下)	38万円	33万円	26万円	22万円	13万円	11万円
	配偶者特別控除	老人控除対象配偶者	48万円	38万円	32万円	26万円	16万円	13万円
(給与所得のみの場合の給与収入金額)	配偶者特別控除	38万円超 85万円以下 (1,030,000円超 1,500,000円以下)	38万円	33万円	26万円	22万円	13万円	11万円
		85万円超 90万円以下 (1,500,000円超 1,550,000円以下)	36万円	33万円	24万円	22万円	12万円	11万円
		90万円超 123万円以下 (1,550,000円超 2,015,999円以下)	31～3万円		21～2万円		11～1万円	
		123万円超 (2,015,999円超)	適用なし					